札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記において、評価値が最も高い者が２名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。なお、当該調査に協力しない場合等は、指名停止措置を講ずる場合がある。

④　予定価格が1,000万円を超える場合に限り、本業務を著しい低入札で入札した者に対して、予決令第86条の調査の追加資料として当該業務に係る費用についての詳細な内訳書の提出を求める場合がある。

⑤　予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務の場合において、落札者となるべき者の入札価格が中国地方整備局が定める品質確保基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査と同等の調査を行うものとする。

２）総合評価の方法

⑴　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

⑵　価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

価格評価点の計算において、予定価格と入札価格の単位は万円とし、求められる値は小数第４位（小数第５位切り捨て）とする。

入札価格が予定価格を超えた場合は、無効とする。

⑶　技術評価点の算出方法　技術資料の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

①　配置予定技術者の経験及び能力

②　実施方針など

③　技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。ただし、③については予定価格が500万円以上の業務の場合にのみ適用し、③を適用しない場合、(③の評価に基づく履行確実性度）＝１として技術提案評価点を算出する。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝(①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（③の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（②に係る評価点）技術評価点の計算において、求められる値は小数第４位（小数第５位切り捨て）とする。

⑷　総合評価は、入札者の申し込みに係る上記⑵により得られた価格評価点と上記⑶により得られた技術評価点の合計値（評価値）をもって行う。

⑸　詳細は入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒700―0914 岡山県岡山市北区鹿田町２－４－36　中国地方整備局岡山河川事務所経理課専門官　電話086―223―4473（ダイヤルイン）　ＦＡＸ086―221―0247

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。なお、電子入札システムを利用できない場合は、以下の交付場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はＦＡＸによる入手申し込みは認めない。

交付期間：令和２年12月17日から令和３年３月２日までのうち、休日を除く毎日の９時00分から17時00分までとする。

入手方法：電子入札システムで入手可能。(国土交通省電子入札システムアドレス：http://www.e-bisc.go.jp/help.html)

交付場所：上記⑴に同じ

⑶　参加表明書を提出できる者の範囲　参加表明書を提出する時において、上記２　１）⑴①イ）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び申請中の者、又は上記２　１）⑴②に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けている設計共同体及び申請中の設計共同体とする。なお、令和３年１月14日において当該資格の認定を受けていない者については、後日行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

⑷　参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和３年１月14日15時00分まで。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）する場合は、上記⑴に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）による。

⑸　技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和３年３月３日15時00分まで。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）する場合は、上記⑴に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）による。なおＦＡＸによるものは受け付けない。

⑹　ヒアリング

１）技術資料のヒアリングは行わない予定である。

⑺　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札〆切：令和３年３月18日10時00分

開札日時：令和３年３月19日10時00分

提出場所：発注者の承諾を得て持参する場合は、上記⑴に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、紙により持参すること。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　免除

⑶　入札の無効　手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者の行った入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の行った入札、無効の技術提案をした者の行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊中国地方整備局競争契約入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時において指名停止を受けているもの、その他開札の時において２に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、予定管理技術者、予定管理補助技術者が当該業務の入札説明書及び特記仕様書で規定している手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、中国地方整備局競争契約入札心得に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

⑷　手続における交渉の有無　無

⑸　契約書作成の要否　要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項とする。

⑹　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑺　本案件は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⑻　入札執行回数は原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合がある。また、再度入札にあたっては、補足の現場説明を行う場合がある。なお、予算決算及び会計令第99条の２の規定による随意契約は適用しない。